

建築物の省エネ化、全力で応援します。✈

## 建築物省エネアシストセンター

設計・工事監理の相談窓口

令和元年5月17日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」の円滑な施行に対する支援業務の役割を果たすべく、本連合会では、「**建築物省エネアシストセンター**」を設置しています。

### ■ 建築物省エネアシストセンターの概要

1. 適合義務対象建築物の設計・工事監理の相談窓口
2. 上記に関する Q&A の整理、ホームページでの公表
3. 省エネ設計業務に対応可能な設備設計事務所の調査、リスト作成、ホームページ公表（全国の当連合会構成員）

### ■ お問い合わせ

TEL：03-5276-3535 平日10:00～12:00／13:00～16:00

FAX：03-5276-3537 24時間受付（休日含む）

E-mail：assist\_center01@jafmec.or.jp 24時間（休日含む）

※ FAX または E-mail での質問は 24 時間（休日含む）受付ますが、回答は翌営業日以降にさせていただきます。

※ いずれも質問内容によっては、回答にお時間をいただく場合があります。

※ 電話番号はおかけ間違いのないようご注意ください。

※ 電話は込み合っており通じないことがありますので、なるべく FAX または E-mail をご利用ください。

URL：<https://www.jafmec.or.jp/eco/>

建築物省エネアシストセンター

検索

建築物省エネアシストセンター ホームページでは、建築物省エネ法関係業務（省エネ計算・設備設計・工事監理）対応可能事務所リストと FAQ を公開中です。

### ■ 改正建築物省エネ法とは

「パリ協定」（2016年11月発効）を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標の達成等に向け、住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が喫緊の課題となっています。

このため、住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、住宅・建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要とされています。

これらの背景を踏まえ、改正建築物省エネ法が、令和元年（2019）の改正に続き、2050年のカーボンニュートラル、2030年の建築物の ZEB、ZEH 化に向け、令和4年（2022）5月20日に改正されました。

#### 概要

2022年度

・誘導基準の引上げ、誘導仕様基準の設定

2023年度（公布日から1年以内）

・住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンションの追加）

2024年度（公布日から2年以内）

・建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示

・再エネ利用促進区域制度

・大規模非住宅の省エネ基準の引上げ

2025年度（公布日から3年以内）

・原則全ての新築・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※詳しくは、国土交通省ホームページ「建築物省エネ法のページ」参照



一般社団法人

日本設備設計事務所協会連合会

Japan Federation of Mechanical & Electrical Consulting Firms Association

# 建築物省エネアシストセンター

## ■ FAQ（よくある質問と回答）

改正建築物省エネ法について、これまでに寄せられた主な質疑回答を以下にご紹介します。

**Q.** 設計・監理業務で変更になることはどんなことですか。

**A.** 原則 10㎡超の建築物が適合義務になるので、従来、届出義務、説明義務の対象であった建築物にも確認申請、完了検査での省エネ法の手続きが必要になります。

**Q.** 説明義務制度はなくなるのですか。

**A.** 床面積が 300㎡未満、10㎡超の新築、増・改築の説明義務は適合義務になりますが、更なる省エネ対策や再エネ設備の効果の説明義務が課されます。

**Q.** 増・改築の基準は変わりますか。

**A.** 建物全体での評価から、増・改築部分の基準適合に変わる予定です。

**Q.** ZEB、ZEH 化の具体化はどんなものですか。

**A.** 改正された誘導基準が該当します。ZEH 強化外皮基準（UA 値  $[W/(m^2 \cdot K)]$ ）が 1 と 2 地域で 0.40 以下、3 地域で 0.5 以下、4～7 地域で 0.6 以下）、設備機器の効率化により基準 1 次エネルギー消費量の削減量が 20% 以上です。

**Q.** 大規模非住宅の省エネ基準値はどの様になりますか。

**A.** 2024 年 4 月から床面積 2,000㎡以上の非住宅建築物の BEI が、工場等で 0.75、事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等で 0.8、病院等、飲食店等、集会所等で 0.85 になる予定です。

## ■ その他、改正建築物省エネ法に関する情報提供・サポート窓口一覧

■ 制度の詳細については、[建築物省エネ法について](#)（国土交通省のホームページ）をご覧ください。

建築物省エネ法について

検索

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

■ 省エネ適合判定・届出の窓口は、[\(一財\)住宅性能評価・表示協会のホームページ](#)で検索できます。

※対象の物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁、登録省エネ判定機関等の連絡先が検索できます。

省エネ適合判定・届出

評価機関等の検索

検索

[https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene\\_tekihan/](https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/)

■ 制度・省エネ基準に関するご質問は、[省エネサポートセンター](#)へ（(一財)建築環境・省エネルギー機構）で受付けています。）

省エネサポートセンター

検索

● 受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

● メール：〔住宅〕 [hsupport@ibec.or.jp](mailto:hsupport@ibec.or.jp) 〔非住宅〕 [bsupport@ibec.or.jp](mailto:bsupport@ibec.or.jp)

● TEL：0120-882-177

※ご質問の前に FAQ（よくある質問と回答）をご確認ください。[http://www.ibec.or.jp/ee\\_standard/faq.html](http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html)